

## 「ハマる！大島」応募要項

### 1 目的

本キャンペーンは、大島町の観光誘致企画として魅力の再発見につなげるとともに、その様子を写真投稿してもらうことにより、国内外に向け、広く魅力を発信していくことを目的に実施します。

### 2 主催・企画／運営・協力

主 催：大島町  
企画／運営：トウオンデザイン  
協 力：一般社団法人 大島観光協会 東海汽船株式会社 新中央航空株式会社

### 3 実施期間

令和4年（2022年）11月1日（火）～令和5年（2023年）1月27日（金）

### 4 参加・応募方法

(1) 参加は無料

(2) 詳細は伊豆大島の楽しみ方発見サイト「伊豆大島ナビ」にて掲載いたします。大島島内に設置してあるパネルに顔をはめて写真を撮影してください。

撮影した写真に、ハッシュタグ「# ハマる大島」を付けて、自身の SNS (Instagram) に投稿してください。

(3) 設置場所

- ①岡田港船客待合所（岡田）、②船客待合所（元町）、③ぶらっとハウス（岡田）
- ④踊り子の里資料館（波浮）、⑤椿資料館（泉津）、⑥ぱれ・らめーる（差木地）、⑦歌の茶屋（元町）

### 5 賞品

(1) 特賞【6名様】

東海汽船高速ジェット船 ペア往復乗船チケット大島⇄東京（竹芝）2セット  
新中央航空 ペア往復搭乗チケット大島⇄東京（調布）1セット

(2) 準特賞【6名様】

海の幸 伊勢海老、とこぶし等 3名  
山の幸 椿油、かめりあ黒豚等 3名

(3) ユニーク賞【3名様】

オリジナル顔はめクッション

(4) 感謝賞【先着 100 名様】※お一人様 1 枚までとさせていただきます。

オリジナルステッカーシート

### 6 参加・応募資格

本キャンペーンは、どなたでも参加可能です。ただし、賞品の応募については、国内に賞品を受け取ることができる本拠を有する個人（未成年は保護者の同意を得た上で応募をお願いします）、入賞の発表についてサイト・インスタにて掲載可能な方を対象とします。

### 7 当選者の発表

当選の発表は発送をもってかえさせていただきます。なお、居住地や電話番号等が不明等の理由により連絡ができない場合は、当選を取り消させていただきます場合があります。

また、当選者には令和5年2月中旬頃に、応募いただいた SNS に応じて「伊

豆大島ナビ Instagram」のアカウントよりダイレクトメッセージ（DM）にて当選通知を送信します。DMに記載されている期日までに、必要事項を記載し返信してください。なお、期日を過ぎてもご連絡がない場合は当選を無効とします。

### 8 個人情報の取扱い

本キャンペーンで収集した個人情報については、「伊豆大島ナビ Instagram」の「個人情報の取扱いについて」に準じて取り扱うほか、次の目的のために利用させていただきます。

(1) 本キャンペーンにおける賞品の選考・発送、調査・分析、個人を特定しない統計処理。

(2) 「ハマる！大島」のキャンペーン、イベント等に関する情報提供。

### 9 その他

- ・本キャンペーンへの参加・応募をもって応募要項に同意したものとみなします。
- ・本キャンペーンへの参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底についてお願いいたします。また、東京都や大島町からの要請内容に即した行動の徹底についてお願いいたします。
- ・参加は無料ですが、応募に係る通信料等は参加者様の負担となります。
- ・当選の権利は当選者ご本人のみに帰属します。賞品の第三者への譲渡及びオークション等に出品して換金することは固く禁止します。
- ・本キャンペーンの利用によるいかなるトラブル・損害（直接・間接の損害別を問わず）が発生しても主催者は一切の責任を負いかねます。
- ・本キャンペーンの内容は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更する場合があります。
- ・当応募要項は、主催者の判断により、予告なく変更する場合があります。
- ・SNS (Instagram) による応募について、以下に該当する場合は応募・当選を無効とする場合があります。
  - ①キャンペーン期間中及び当選通知までに「大島町 Instagram」「伊豆大島ナビ Instagram」のフォローを外している場合
  - ②投稿が削除されていた場合
  - ③アカウントを非公開にされている場合
  - ④同一 SNS の複数アカウントから応募している場合
  - ⑤自動プログラムを利用している場合
  - ⑥対象の SNS を退会されている場合
  - ⑦対象の SNS の利用規約・法令に違反する場合
  - ⑧当協議会及び第三者への誹謗中傷または公序良俗に反するツイートと判断された場合
  - ⑨他者の著作権その他の知的財産権を侵害する場合
  - ⑩他者の財産、プライバシーまたは肖像権その他の権利を侵害する場合
  - ⑪宣伝、広告、勧誘、営業行為
  - ⑫投稿内容について、他人に迷惑、不利益、損害、不快感を与えるもの、わいせつ、児童ポルノ、児童の性的搾取を助長するもの
  - ⑬その他悪質または不適切なものと当協議会が判断した場合